

災害への備え

6 住宅の耐震化のすすめ

Step.0 地震が起きたらどうなるの？

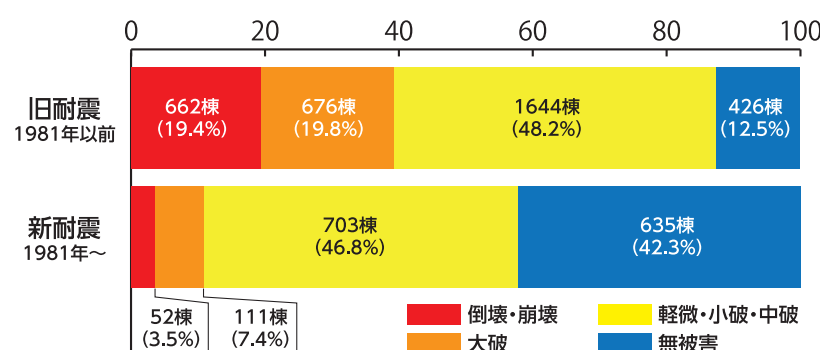
震度6弱以上の地震が起きると、立つことが困難になり、外へ避難することが難しくなります。
耐震性のない建物は倒壊や瓦の落下といった被害を受けたりします。



Step.1 地震が起きた時に危ない家ってどんな家？

昭和56年(1981年)5月31日以前の建物は古い基準(旧耐震基準)による旧耐震建築物と呼ばれ、地震に弱い建築物の可能性があります。
令和6年能登半島地震でも、旧耐震建築物の方が、新耐震建築物に比べると、倒壊等の大きな被害を受けた割合が高くなっています。
旧耐震建築物の耐震性は耐震診断をすることでわかります。まずは耐震診断をしてみましょう。

<令和6年能登半島地震における輪島市等の被害状況(日本建築学会悉皆調査より)>



Step.2 住宅を耐震化しよう

耐震診断で耐震性が低いと判断された場合、耐震化するため耐震補強を実施します。耐震補強では、地震が起きても倒壊しないように、位置を検討しながら耐震壁や筋交い等による補強方法を検討し、耐震性を満たすための補強計画を策定します。計画に沿った形で工事を行うと、耐震補強完了です。



！ 診断や補強を行う際に補助金が支給される場合があります！
市町村補助窓口まで問い合わせください。

災害への備え

7 地震保険のすすめ



地震保険の必要性

地震への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は“地震等による被災者の生活の安定に寄与すること”を目的とする制度であり、政府と損害保険会社が共同で運営しています。

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)による損害は、火災保険では補償の対象となりません！

地震保険は、地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が生じた場合に、建物・家財それぞれ最大で火災保険の保険金額の50%まで補償することができる保険です。

損害の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火またはこれらによる津波	×	○
上記以外	○	×

地震保険に未加入の場合、二重ローンのリスクがあります。

地震や津波で自宅が全壊しても、住宅ローンはなくなりません。また、住宅再建のためには、新たな住宅ローンを組まざるを得ません。

水災の保険について

台風や暴風雨などにより発生する洪水、高潮、土砂崩れ。これらの災害による住宅被害の多くは、火災保険に水災補償をつけておくことで補償されます。最近では、突然の水量増加に行き場を失った下水などが溢れる被害も増えており、多くの方が水災の危険と隣りあわせに暮らしているといっても過言ではありません。
火災保険のオプションとして水災補償をつけることを検討しましょう。